

川崎市子どもの権利に関する条例・施行 10周年記念

# 川崎の「子ども会議」

ガイドブック

## 条例戦隊 虹レンジャー

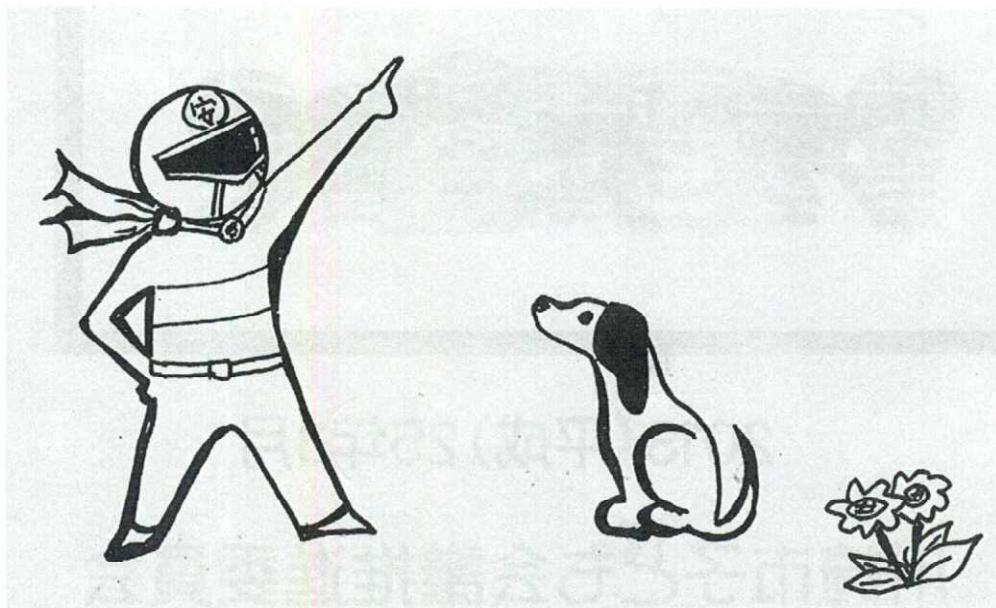


平成 25 (2013)年 3月

川崎市子ども会議推進委員会

## 目次

はじめに	1
[I] 子ども会議 Q&A	2
[II] 子ども向け Q&A	5
[III] 「川崎市子どもの権利に関する条例」の10年と「川崎市子ども会議」 一座談会一	7
[IV] 川崎市子ども会議の歩み	10
[V] 行政区、中学校区の子ども会議の歩み	
1. 行政区	12
(1) 川崎区	12
(2) 幸 区	13
(3) 中原区	13
(4) 高津区	14
(5) 宮前区	14
(6) 多摩区	14
(7) 麻生区	15
2. 中学校区	16
3. 今後の期待	16
[VI] 川崎市子どもの権利条例の10年と子ども参加 おわりに	17
	19



## はじめに

川崎市子ども会議推進委員会 委員長 宮越隆夫

川崎市に「川崎市子どもの権利に関する条例」ができた当時、これ以上子どもたちに権利をあたえるのは、わがままを助長することになるのではないか、という懸念もありました。が、実際に行ってみるとそれは全くの杞憂でした。「子ども会議」の場での発言が受け止められ、尊重されることでむしろ自覚が生まれ、創造的な様々な活動を通してたくましく社会に参画する姿も認められるようになりました。

川崎で子ども会議が始まったのは 1994 年、日本が国連の「子どもの権利条約」を批准した年です。それは川崎市子ども議会としてスタートしました。全国に先駆けて実施されてきた子ども会議の取り組みは、先進的なものとして注目されてきました。

子どもたちの優しい目が高齢者や障害者の住みやすい町を考えてくれました。清潔な感性が街の美化運動に生かされました。防犯マップをタウンウォッチングでスケッチしてくれたのも子ども会議の子たちでした。自然の中での楽しい体験から川崎の緑についての提案もありました。アジアの子どもたちへの募金もしました。いじめをなくそうという真剣な取り組みもありました。子ども会議の 10 年以上の歴史はかつての参加者が今のサポーターとし成長するまでになりました。私たちは振り返って多くの成果を指摘できます。

しかしながら、今、わたしたちは、大きな壁に直面しています。当初の熱気も冷めたのか、参加者が激減し、開催困難なところも出てきているという現状があります。この間、わたしたち「川崎市子ども会議推進委員会」は、せっかく先人が苦労して作った権利条例、子ども会議を何とかもう一度全市的にしっかり実施できるようにしたいと、話し合いを積み重ねてきました。その一策としてまずは、**権利条例施行 10 周年の節目の事業として小冊子・子ども会議のガイドブックを発行しよう**ということになりました。

この小冊子の目的は次の通りです。

- ① 現在担当している方やこれから子ども会議にかかわろうとする方に、分かりやすく**子ども会議を紹介する Q&A**を作る。
- ② これまでの活動を振り返って、その成果を記録する。**子ども会議の歩み**。
- ③ 冊子の活用を通してさらに良いガイドブックを準備していきたい。

これを機会に皆さんからこの冊子への感想や、苦労話や疑問、うまくいったこと等の情報をお寄せ頂きたいと思います。(近くホームページを更新することを検討しています)

川崎市子ども会議、7つの行政区子ども会議、51の中学校区子ども会議がそれぞれの特徴を生かした活動を展開し、連携することで、川崎市総体の子ども会議が活性化し子どもたちがいよいよ頼もしい社会のパートナーとして成長してくれるこことを期待しています。

この冊子が**子ども会議活性化の一助となれば幸いです。**



## [ I ] 子ども会議 おとな向けQ&A

### 1. 子ども会議はなにを目的にしているのですか？

目的、ねらいに関するこ

- ① 家庭、学校、まちや地域・・・取り巻く環境のことで、子どもがふだん感じていることを発言してもらう。それをおとながしっかりと聴こうということです。  
子どもの権利を規定している条約、条例の趣旨に基づきます。意見表明権といいます。  
以前は、子どもの発言に対する法的な根拠はほとんどありませんでした。
- ② また、子どもたちにも学び、育つ環境をよくするために考え、行動してもらおうということです。行動を通しての社会参加。子どもはおとの社会におけるパートナーです。
- ③ いじめ対策や子ども社会での課題を子どもたち自身が解決していくように支援することもあります。子どもの自治と呼ばれます。
- ④ 居場所、避難場所(シェルター)として安心して過ごせる場所になることもあります。

※子どもの意見には、子どもでなければ分からぬ特有の感覚から出てくるものがあります。何かの行為がおとの都合の押し付けになっていないか分かるのは子どもの声を聞くことからです。また、子どもだから感じることが出来る柔らかい感性からとても素敵な提案が出ることがあります。おとの気づきは子どもの声から促されることがあります。子どもはまだおとなになっていない未熟な存在ということではないのです。  
※もちろん意見と言っても悪ふざけの上での言葉とか、単にわがままな意見とかもあります。だからと言って頭ごなしに発言を封じてしまっては、自由に発言できる雰囲気が壊れてしまいます。楽しいながらも落ち着いた会議が出来るとよい発言が多くなるのではないか。



### 2. 子ども会議はいろいろあるのですか？

市、行政区、中学校区の組織に関するこ

川崎市には 川崎市子ども会議（かわこかい）と各地域教育会議が主催する 7 つの行政区の子ども会議、51 の中学校区の子ども会議があります。  
それぞれ子ども委員の募集の範囲によって区別されますが、開催趣旨は同じです。  
それぞれの子ども会議は、それぞれのやり方で活動していますが、時には協力して一緒に活動したり、一緒に集会を開いたり、交流したりします。

※市、行政区、中学校区の各子ども会議は上部下部の関係ではなく同等の立場です。

※市子ども会議(かわこかい)は条例に明文化され、まちづくりについて市長への提言ができる組織となっています。他方、行政区、中学校区の子ども会議は地域教育会議の委託事業に位置づけられた活動体となっています。双方とも趣旨は同じですが、組織の性格と活動スタイルに一定の違いがあります。現在は各子ども会議の連携や交流を図り、子ども会議総体の活性化を目指していろいろ検討しているところです。



### 3. 子ども会議のやり方、進め方を教えて下さい。

会議の形、やり方に関するこ

#### 会議のテーマ

その場で話したいテーマを決めるやり方、事前にテーマを準備し参加者に選んでもらうやり方、いろいろ考えられます。事例や意見発表を受けて話し合う形もあります。

#### 進め方

じかに話し合うほか、ポストイット（小紙片）などを活用してみんなが意見を出しやすいようにすることもよいと思います。

会の初めにアイスブレーキングをやるなど、子どもの意見が安心して出せるようにやり方をいろいろ工夫することができます。

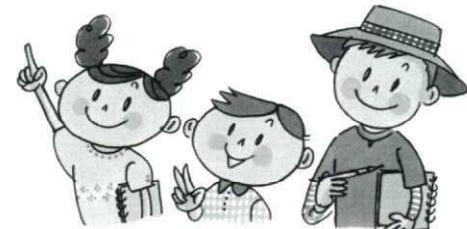
司会は子どもたち自身がやるのがよいと思いますが、意見が出やすいようにおとなから適当なサポートもあってよいと思います。場合によってはおとなも同じ目線に立って子どもと話し合うと楽しくなることもあります。もちろんおとなが子どもを置きざりにして進めてしまうことは避けなければいけません。



※子どもだけの自立的な会議、おとのサポートのある会議、子どもとおとの対話形式の会議など、このやり方でないといけないという形はありません。会議を行う環境に合わせた無理のない形で開催して下さい。

#### アクション

室内での会議のほか、行事の中で意見を聞くやり方や、街中や野外に出て活動を行う形もあります。実体験したことの中から出る意見、感想はより自然な声となることがあります。



#### 開催頻度

- ① 年1回開催の形。そのための準備を半年ほどするところもあります。
  - ② 月1,2回程度、一年間通して活動する形。安心して集える居場所となっているところもあります。キャンプなど宿泊活動をするところもあります。
- 川崎市子ども会議は月2回をベースに通年の活動を行っています。

### 4. どんな方法で参加してもらうのですか？ 対象は？

募集や推薦での参加方法について

学校や子ども会等から参加者を推薦してもらう方法。

学校を通して案内を対象学年全員に配布してもらい希望参加を募る方法。

また、両方のやり方を併用しているところもあります。

対象は各エリア内の子ども（市、行政区、中学校区）。エリア在住の私立学校に通う児童生徒も対象です。

年齢は小学4年生か5年生から中学生。小学3年生や高校生をその対象にしているところもあります。

※紙の案内の配布だけでは多くの参加者は見込めないのが現状です。普段から子どもと接する機会が多い、担任の先生や、子ども会、スポーツクラブなどの指導者に参加の後押しをお願いするのもよいと思います。また、会議以外にも子どもたちが興味を引く催しものとセットで勧誘するのも一つの方法です。ただ、最後には必ず、子どもたちの感想や意見を聴く機会を設けてください。

PEACE  
子ども会議

ハロー！みんな元気？子ども会議からのお説教だよ！！「会議」って言うと、何がむずかしそう・・・と思ってる人いるんじゃない？でもね、この「子ども会議」はみんなの自由なディティアで作っていくところ、つまり「自分らしくいられる会場」って感じなんだ。だから、一緒に「みんなの参り川崎」を作っていくぞ！！

環境  
地域  
権利  
助け合い  
子ども共和国  
子どもの権利

上に書いたグループからやりたいのをえらんでいいし、他のやってみたいことがあれば、来た時におしゃってね！ 1人でもともだちをささってねOK！ どんどん参加してね!!

## 5. 子ども会議は学校や行政、他団体からどんな協力をしてもらえますか。

川崎市子ども会議（かわこかい）は子どもの権利条例にも明記された組織です。直接の担当の教育委員会生涯学習推進課をはじめ、行政機関のすべてからの支援と理解を得ることができます。

また、行政区、中学校区の子ども会議はそれぞれの地域教育会議が担当して実施されています。子ども会議の活動は、単に自主的活動としてではなく、行政各方面や学校・教育委員会各部署と、市民のボランティアの協力の上で運営されています。

※川崎市の子ども会議全体（市、行政区、中学校区）の活動を包括的に推進する目的で「川崎市子ども会議推進委員会」が設置されています。教育委員会生涯学習推進課など各行政機関と、PTA／地域教育会議など諸団体、有識者などで構成されています。今回のガイドブックも子ども会議活性化のためにこの推進委員会で作成しました。

※ボランティア活動の支援の一環として、毎年センター養成講座を開いています。対象は18歳以上。年間6回程度（3日間）の簡単な講座です。申し込み、問い合わせ先は教育委員会生涯学習推進課へ。

## 6. 出てきた子どもの意見、声はどう生かされていくのですか？

発表、提言、実現に関すること

会議やアクションの中から出てきた子どもたちの声、意見、提言をどう扱ったらよいのでしょうか。

川崎市子ども会議（かわこかい）では提言や報告書にまとめて市長さんに届けています。

行政区の子ども会議では区長さんと会っているところもあります。提案が具体的で、担当行政がはっきりしている場合であれば直接声を届けることも可能です。

多くの市民の皆さんに集まりのあるとき（教育を語る集いなど）に「発表」するのも一つの方法です。

「要望」だけでなく、時には子どもたち自ら行動すること（社会参画）を提案することがあります。自主的活動は大いに歓迎です。安全面に配慮しながらスタッフ、おとなからも支援していきましょう。



## 7. 引率や安全面について教えて下さい。

子ども会議の安全面に関すること

希望参加の場合、会議会場への行き帰りの安全について引率が必要かどうかは、年齢や個々人の事情を踏まえて各家庭で判断していただきます。

推薦参加の時は推薦者（学校、子ども会、地域教育会議など）が引率の要不をついてご判断ください。

こうした活動でのけがについては保険金ができます。会議以外の遠方の野外活動や、宿泊体験などの場合はその都度保険に加入してください。また、活動で第3者に損害を生じさせたり、指導者責任を問われた場合は川崎市の包括的なボランティア保険が適用されます。詳しくは生涯学習推進課にお尋ねください。

## [Ⅱ] 子ども向けQ&A

ここからは子ども会議に入りたいと思っている人へのQ&Aです  
おとな・サポーターの人から子どもに説明してあげてください

### 1. 子ども会議に参加したいのですが

子ども会議には①川崎市子ども会議 ②各行政区子ども会議 ③中学校区子ども会議があります。  
どの子ども会議も原則として自由に参加できます。特別な手続きはありません。募集案内を見て直接申し込むか、担任の先生に申し出てください。保護者の承諾が必要なところもあります。  
年度の途中でも参加できます。

詳しくは問合せ先⇒生涯学習推進課（044-200-3565）

各子ども会議の連絡先は次の通りです。

川崎市 ⇒夢パーク内子ども会議事務局（川崎市教育委員会生涯学習推進課）

行政区 ⇒各行政区地域教育会議の事務局（各区の市民館の社会教育振興係）

中学校区 ⇒各中学校区地域教育会議の事務局（分からぬ時は学校の先生に聞いてください）

### 2. 子ども会議はどんなことをやっているんですか？

#### (1) 川崎市子ども会議

毎月2回、第1・3日曜日に定例会議を行っています。そのほかに次のイベントを主催します。

①遊びの広場：川崎市内の子どもや大人に呼びかけ、交流を目的としたものです。

長野県茅野市子ども会議も定期的に参加してくれます。

②子ども集会：1年間取り組んできた活動について発表したり、意見交流をしたりします。  
ここで出た意見をまとめて、市長さんに伝ええることになります。

③合宿：子どもの権利条例について学習したり、工作教室でものを作ったり、おしゃべりしたりします。

④市長さんへの報告会：1年間の活動内容を報告したり、改善して欲しいことを、提言という形でお願いしたりします。

#### (2) 行政区子ども会議

毎月一回程度に集まって話し合いや、野外での活動をおこなっているところもありますし、年一度の子ども集会の準備を中心に、集中的に取り組んでいるところもあります。また、川崎区のように、宿泊して野外活動をしているところもあります。

「子ども集会」「まち探検」「発表会」「キャンプ」「子どもの居場所」「ポイ捨て防止」等様々な活動を参加者で相談して行ってきました。

#### (3) 中学校区子ども会議

中学校区内の小中学生が一つの会場に集まりテーマを決めて話し合う形が多いようです。

年一回の会議が大半ですが、なかには毎月やっているところもあります。

会議以外に「街見学、地域巡り」「防犯マップ作り」「清掃活動」「おやつ作り」「防災活動」などの活動が行われてきました。



### 子ども会議では

子どもの目線で気づいてことや感じたことを発表し、わたしたちの街をより良くするための活動をします。社会環境や教育環境について、子どもだから気が付くことはたくさんあります。気がついたことを、みんなで話し合い、調査し、整理して市長さんや区長さん、それに市役所・区役所の人たちに改善をお願いします。また、お願いするだけでなく良いと思ったことをみんなで相談して行動します。

楽しい企画もします。みんなで集まって遊んだり、簡単な料理を作って食べたりします。

### 3. 活動する日は休んではいけないんですか？

そんなことはありません。強制的な参加ではなく自主的な参加ですから、用事がある時や体調がすぐれない時など、欠席しても全く問題ありません。

### 4. 活動中にけがをしてしまったら？

活動によるけが等の時は保険金が支払われます。保険料は子ども会議の予算から支払われます。でも、けがなどの事故は、もし起つてしまったらけがをした本人はつらく、痛い思いをすることでしょう。このようなことのないよう、お互いが十分に注意し合って活動することが大切です。

### 5. 会費はいくらですか？

会費はいりません。活動に必要な経費は、市の予算で運営します。

キャンプ等特別な活動がある時は、参加費が必要な場合もあります。その時はあらためて参加の希望を聞きます。

## 6. 川崎市子ども会議や子どもの権利条例についてもう少し詳しく教えてください

### Q 1. 「川崎市子ども会議」ってなんですか？

A 1. 「川崎市子どもの権利に関する条例」（これからは「子どもの権利条例」といいます）の第30条に決められているもので、条例によって、子どもが自分たちの手で子どもの権利や川崎のまちづくりなどについて活動することが保障されている組織です。

### Q 2. 「子どもの権利条例」の第30条に書かれている「川崎市子ども会議」についてもう少しくわしく教えてください

A 2. 「子どもの権利条例」の第30条には、A 1で答えた内容のほかに次のようなことが決められています。

「川崎市子ども会議」は、子どもが決めたやり方で、子どもの意見をまとめて、市長に提出することができます。市長や市内のいろいろな機関は、こうして提出された子どもの意見を尊重（大切に）します。市長や市内のいろいろな機関は、川崎市子ども会議に子どもが参加しやすいように、またこの会議がどんどん進むように必要な手助けをします。

### Q 3. 「子どもの権利条例」ってどんなきまりなのでですか？

A 3. 子どもを一人の人間として尊重し、子どもの権利を守り、子どもが自分らしく生きていくことを支えていくためにつくられ、2001年（平成13年）4月1日からスタートしたものです。「子どもの権利条例」の中では、「ひとりひとりの子どもが同じように権利を持っていて、それぞれの権利がおたがいに尊重されることが大切である。」とか「子どもはおとなとともに社会をつくるパートナー（協力しあう相手）である。」とも説明されています。なお、条例の中では子どもに保障される権利の内容を大きく次の7つにまとめています。

- 1 安心して生きる権利
- 2 ありのままの自分でいる権利
- 3 自分を守り守られる権利
- 4 自分を豊かにし、力づけられる権利
- 5 自分で決める権利
- 6 参加する権利
- 7 個別の必要に応じて支援を受ける権利



直接には「子どもの権利条例」で書かれていらない他の子ども会議（行政区、中学校区）もこの条例の趣旨、特に「参加する権利」に基づいて行われているものです。

川崎市の子ども会議には大きな期待が寄せられています。

子どもたちが川崎市の子どものことを考え、「川崎市子ども夢パーク」などで多くの子どもと交流して子ども全体の意見をまとめながら、子どもの権利や住みやすいまちや環境づくりなどについて活動をすすめていきましょう！

### [Ⅲ] 「川崎市子どもの権利に関する条例」の10年と「川崎市子ども会議」 座談会

日時：2013年2月3日 18:30～20:30 会場：生涯学習プラザ

司会：南雲 勇多・吉川 恭平（子どもの権利条約ネットワーク）

#### 座談会出席者

溝田 愛鈴（19歳 2011年度卒・現サポーター） 前川 友太（19歳 2011年度卒業・現サポーター）

吉田 未空（19歳 2011年度卒・現サポーター） 金井 康平（24歳 2005年度卒業・現サポーター）

条例が10年を迎え、川崎市子ども会議も10年を迎えました。元子ども会議のメンバーで現在サポーターの4名に、子ども会議・条例の存在などを話してもらいました。

彼らにとっては、とても良い居場所・意見表明の場だった子ども会議、今は支え手として子どもたちをサポートしています。

文責 圓谷雪絵 喜多明人

#### 「かわこかい」に入ったきっかけ

司会：では、さっそくですが・・・。みんなは、どうして「川崎市子ども会議」（略称「かわこかい」といいます）に入ったの？

未空：前川にさそわれて入りました。夢パークの夢横丁に参加したのがきっかけ。中2の時だった。会議という場が好きだったし、ちょうど活動していた夢・横の作品作りも楽しかった。

友太：高津区の子ども会議を中1ではじめて、そこのスタッフに「かわこかい」に行ってみたら？ と言われたのがきっかけです。

愛鈴：中学2年生で、奄美大島から引っ越してきて、転校先の中学校で、未空に「子ども集会」に誘われて楽しかったから、メンバーになろうって思った。

康平：小学校5年生の時、家にあった市政だよりをみて、高津区子ども会議の事が載っていて、親に相談して高津区の子ども会議に参加しました。区の子ども会議の活動を通して市の活動を知り、「夢・共和国」（※川崎市子ども会議の前身）「子ども会議準備委員会」などの活動をして、「子ども会議」にも入り、今はサポーター・・かなり長く活動している。

#### 自分の言葉を言える場所だって分かった時に、続けたいと思った。

司会：子ども会議って、どんな感じだった。

愛鈴：参加した当初は会議中固い感じで、シーンとしていて、話をいいのかも分からなかつた。でも、休憩中や終わった後は、すごく楽しかった。おとなも高校生も小学生も自分の言葉を言える場所だって分かった時に、続けたいと思った。

友太：僕もはじめはつまらなかった。僕は年度の途中から参加したから、話についていけなかつた。しばらく行かなかつた。でも、「かわこかい」の先輩の卒業式で次回の「かわこかい」にも誘われて、副代表になってしまった。副代表も活動もやってみたら楽しかったし、内容も分かるようになつた。

康平：高津区子ども会議は1年に1回で、それに向けての準備会に参加したのがきっかけ。条例づくりにも参加して、「かわこかい」ができたときは100人とか子どもがいて、とても賑やかで楽しかった。でも、だんだん子どもが少なくなつて、とてもさみしい。

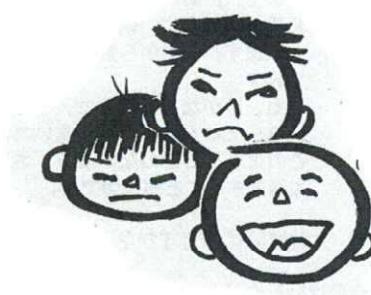
#### 「かわこかい」に入らなかつたら、他の学校の子とは会えなかつた。

司会：心に残っている活動は？

友太：会議中は出来ない話で、合宿はすごく盛り上がる。

康平：市長さんと直接会って話ができるってすごいことなんだ！ とおとなになってから気がついた。子どもの頃はあまりすごいことだって気づいていなかつた。そこまで、重要なことだとは思つていなかつた。

友太：集会で、いろんな子どもが集まってくれるのがうれしい。



愛鈴：集会もだけど、交流会もたくさんの人と出会える。

康平：今日も、たくさんの新しいメンバーが増えてうれしかった。

当時は、違う学校の仲間に会えることはほとんどない。「かわこかい」に入らなかつたら、他の学校の子とは会えなかつた。

友太：車椅子利用者とも知り合えた。

愛鈴：引っ越してきたばかりだから、いろんな人と知り合えた。

### 川崎市に住んでいるけど、知らなかつたことがいっぱいあつた。

司会：学んだことはどんなこと？

友太：「かわこかい」で会議の進行をすることが多かつたから、会議の進行が上手くなつて、周りの人に褒められた。

未空：川崎市に住んでいるけど、知らなかつたことがいっぱいあつた。

いろいろな施設にも行けた。味の素工場・市営バス・ゴミ処理センター・児童相談所・生田緑地とか。

康平：ペットボトルキャップ活動かな。今も継続しているし。

未空：キャップの活動を中学でも広げられた。箱を置いただけで、かなりの量が集まつた。

康平：ボトルキャップを集めることができたから、以前より、ゴミの分別に細かくなつた「かわこかい」の活動で、リサイクルへの意識や放置自転車への意識が高まつたと思う。

友太：放置自転車があると、車椅子の人が通れない！

それに気が付いたのは、「かわこかい」で車椅子の仲間と出会えたからだと思う。

未空：車椅子の事だけじゃなく、盲導犬のことや視聴覚障害者の事も学べた。

### 小さな子どもを持つ母親からの感謝の手紙がとてもうれしかつた。

司会：市長への報告会で、他に思い出ある？

友太：報告会は緊張したけど、そんなに重要だと思っていなかつた。普段はカジュアルな服装の事務局の大人もみんなスーツだし。教育長とか課長とかたくさんおとながいて、失敗できない雰囲気・・・。

康平：なにこれ？第1回目の報告会はメディアの取材もたくさんで、大げさなくらいだった。今では、誰でも出来る事じゃないし、すごいことだって分かつた。でも毎年やつてると、ありがたみが薄れるのかなあ。（笑）

友太：回答の文章がむずかしくて理解できない。提言の内容が市政に反映されている実感がないから、市長への報告会への大切さがよくわからない。

未空：市長に言っても、なんか・・・届いてないような気がする。けど、私達の報告もあまかつた・・・かな？って今になって思う。

康平：川崎駅にエレベーターがついた。もともとの市の政策にもあつたけど、私達子どもの声も影響している。「かわこかい」あての小さな子どもを持つ母親から感謝の手紙がとてもうれしかつた。

### 子どもにとって「子どもの権利条例」ってなんだ？

司会：川崎市の子どもの権利条例ってみんなの中で、どういうものだった？

愛鈴：子どもに必要なもの。子どものときにそう思っていた。条例を学んでいくうちに、必要！！大事！！って強く思うようになった。

友太：最初全然分からなかつた。自分には関係ない気がしていた。周りのおとなにも認知されなかつた。自分にとっては遠い存在。勉強して、身近なものになってきた。

未空：川崎の条例の内容が当たり前なことだから、そんなに特別なことじやない。

康平：市長の報告とか、子ども会議は特別かもしれないけど。たとえば、第2章の7つの柱の内容を見ると、「そんなの当たり前じやん」って思う。

未空：そんな当たり前の内容を条例にしなきゃいけなかつたのかな？って感じた。

康平：当たり前のことが守られていないから、条例が必要。だけど、当たり前の事が守られていないことは悲しい。

未空：たまたま自分達の周りには、権利が侵害されている人がいないかも。  
自身は、守られていると思う。気づいていないだけかも。

司会：身の回りでは、当たり前になっていた？

未空：だと思う。

友太：当たり前の事だから、条例にすることで遠い存在に思えた。

### 子ども会議の支え手（サポーター）になって

司会：サポーターになってみてどうですか？

友太：卒業生だから、子どもたちとの距離感が難しい。

康平：子どもたちから出る、予想も出来ない発言・行動に出会えることが楽しい。

愛鈴：子どもたちの話し合いの風景を見ているのが楽しい。

未空：「かわこかい」は大人の意見が言えないところだから、どの辺まで出て行っていいのかが分からないから難しい。

### いまの子ども会議メンバーにひとこと。

司会：いまの子ども会議メンバーにひとこと。

康平：明確な目標を持ってみては？ 分科会のように、テーマを持っても良いかも。

でも、メンバーが少なくてなかなか部会の活動ができないけど、今いるメンバーでやりたいことを絞ってでもやってみたらいいのでは？

今はやりたいことが中途半端になりがち。

友太：本当に部会のメンバーが少ないと活動出来ない。そんな活動をしていると、「かわこかい」で1年何をやっていたんだろう？ と感じる。でも、2人でいじめのアンケートを2千枚以上取って、まとめるものもあった。

司会：具体的なテーマになればやりやすそうだね。

友太：去年は震災のアピール文を作ったのは、具体的に活動できた気がする。

司会：人数が少なくて具体的にやることへのアドバイスは？

友太：やりたいことはそれぞれ違うけど、ニュースになっているようなことは子どもたちにとつては取り組みやすいかも。集会は、初めてのメンバーでもしっかりと出来ている。

司会：今日の集会でも、ニュースで話題になっていることをトークのテーマにしていて小学生も一生懸命だった。

### 私たちはなにをするか！

司会：では、次の10年は？

康平：子どもたちに達成感をもってほしい。そのためのサポートをどうすればいいのか、いまだに分からぬ。おとな提案ではなく、子どもたちから発展させてほしい。子どもたち中心の会議は出来ているけど、その先は難しい。

友太：提言書を作ったことも、見たこともないメンバーもいるから、しっかりとサポートしていきたい。

未空：いろいろな活動の幅があることを教えた。

友太：おとな・サポーターもしっかりと連携を取りたい。

愛鈴：頑張る！

今まで、これから10年もその先も、子どもたちの活発な活動を支える若者がいて、川崎の子ども会議があるのだと思います。子どもとおとの架け橋として、サポーターが活動しやすい環境作ることも課題のひとつです。「子どもとおとは社会をつくるパートナー」である川崎のまちで、「子どもとおとなが幸せ」になれるようこれからも子ども・サポーター・大人が良いパートナーであることでしょう。



**【成果】****① 子どもの身近な生活課題から社会を捉え、考えている**

川崎市子ども会議では、活動のテーマ設定にあたって、2003年「まちの安全性について」、2004年「遊ぶ場所について」、2007年「放置自転車について」をテーマに置くなど、子どもにとって身近な生活課題から社会を捉え活動をしています。活動のテーマに対して、他人事になるのではなく、自分自身が問題解決の主体となって、活動に取り組んでいます。

**② 子どもの権利の啓発・普及の必要性を子ども自身が意識している**

初年度の2002年から「権利問題・人権侵害研究会」を設けて、その後も2008年「子どもの権利条例を学び、深める活動」、2010年「子どもの権利条例を知つもらうために」を活動のテーマに置くなど、子ども自身が権利の啓発・普及の必要性を意識して活動しています。子どもは権利を知ることで「わがまま」になるのではなくて、他の子どもの権利を保障するべきであることを学んでいるのです。

**③ 自分たちのことだけではなく、マイノリティの人々に視点を当てて活動している**

川崎市子ども会議では、子どもに関わる問題だけを取り上げて活動することに止まりません。2002年「障害者研究会」、「盲導犬研究会」、2004年「バリアフリーについて」、2008年「優先席を必要としている人への配慮について」などマイノリティや支援が必要な人々の課題についても考え、活動に取り組んでいます。

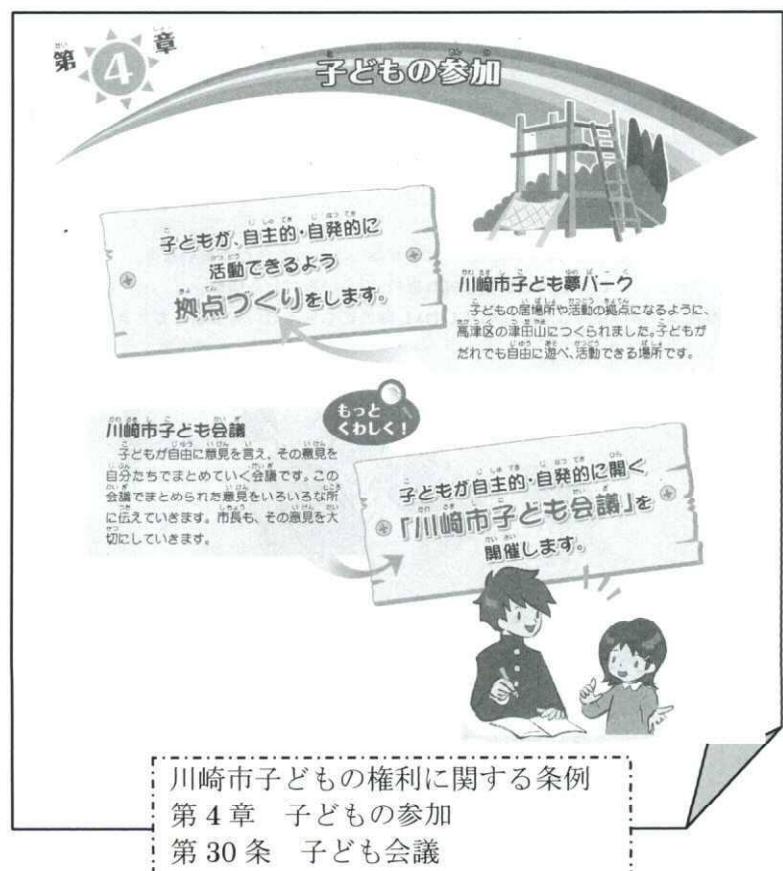
**④ そのときどきの社会問題に対して、意見を発信している**

年間で設定したテーマに加えて、2003年には、「いじめ問題」、2011年には、「東日本大震災」などそのときどきの社会問題に対して、提言や報告書の中で子どもの視点から意見表明を行っています。①で述べた内容から、活動を通して、より広い視点で問題意識を持つようになります。

**【課題】**

川崎市子ども会議として10年間活動してきた中で、条例に基づいた政策提言機能を持つ組織としてどの程度機能してきたのでしょうか。川崎駅のバリアフリー化など一定の成果が見られますが、きちんと検証し、活動の成果を明らかにしていくことが今後の発展につながると考えられます。

また小学生から高校生までが活動に参加し、学校とは異なる異年齢の仲間と集う貴重な場になっていますが、参加者数が初年度である2002年など活動初期には50名を超えていたのに対し、現在は20名に止まっています。一概に参加者が多ければよいと言えませんが、より多くの子どもたちの意見を活動に反映していくという点で参加人数の減少は今後の課題と言えるのではないでしょうか。



## 川崎市子ども会議 略年表(2002~2011)

西暦	期	テーマ	提言	報告	備考
2002年	1期	○意見をどんどん交わしてみよう ○みんなでつくりあげよう(子ども会議の組織・約束事・活動や意見のまとめなど) ○第2期につなげよう		①介助犬研究部会 ②食文化研究部会 ③障害者研究部会 ④世界の子ども研究部会 ⑤環境問題研究部会 ⑥人権オブズバーソン研究部会 ⑦ペットの生活環境研究部会 ⑧学校研究部会 ⑨盲導犬研究部会 ⑩権利問題・人権侵害研究部会	権利学習、子どもの権利の日の集会参加、ビデオ報告書作成
2003年	2期	○子どものやりたい調査活動の保障 ○子どもの総意形成(子どもから市長さんへの提言書作成と提出)のための手立て ○子どもの意見交流拠点としての「子ども夢パーク」の有効活用 ○子どもの自立を促すサポーターの養成	①大人について ②まちについて (1)まちの安全性について (2)まちをもっと充実させてほしい ③学校について (1)設備について (2)先生について ④子どもの権利条例について ⑤かわさき子ども集会で出た意見 川崎駅周辺について		権利学習、他区子ども会議委員との交流企画実施
2004年	3期	○子どものやりたい調査活動の保障 ○子どもの総意形成(子どもから市長さんへの提言書作成と提出)のための手立て ○子どもの意見を重視した「かわさき子ども集会」の企画運営 ○子どもの意見交流拠点としての「子ども夢パーク」の有効活用 ○子どもの自立を促すサポーターの養成 ○サポーター、推進委員、事務局員、各団体子ども会議担当者が一体となった子ども会議支援体制の確立	①相談機関について ②遊び・遊ぶ場所(公園)について ③バリアフリーについて ④先生について		権利学習、宿泊交流会開催、他区子ども会議委員との交流企画実施、FMかわさき出演、市民自治創造フォーラム参加、子ども参加フォーラム参加、全国自治体シンポジウム参加
2005年	4期	「アクション&ゴー」行動しよう！出かけよう！		①提言部会 ②集会部会 ③エコ部会 ④学校部会 ⑤川崎部会 ⑥福祉部会 ⑦世界の子ども・条例部会	権利学習
2006年	5期	行ってみよう、やってみよう、できることから、よりよい川崎のために		①福祉部会 ②エコ部会 ③学校部会	権利学習、市役所訪問、FMかわさき出演、川崎市子ども集会で「いいじめ」についての緊急アピール文作成
2007年	6期	「すみよい川崎をめざして！！」	①放置自転車についての広報強化を ②キヤッズ専用の入れ物の設置と広報・啓発活動を ③環境(エコロジー)活動の推進を ④歩行者に優しい道に ⑤子どものために！！子どもの意見を児童相談所へ！！ ⑥ポイ捨てについての広報強化を ⑦早い対応ありがとうございます！！ ⑧子どもの意見が言える場を		権利学習、かわさきFM出演、こども会議交流会参加、市役所訪問活動、夢横町参加、トップ温暖化展参加
2008年	7期	「子どもにやさしいまちに」「地球にやさしいまちに」		①子どもの権利条例を学び、深める活動 ②課題を解決するための部会活動 (1)エコ (2)福祉 (3)学校 ③みんなで交流、かわこかいを理解してもらう活動 ④「かわさき子ども集会」で話し合った私たちの川崎へのねがい (1)子どもの遊び場・居場所について (2)優先席を必要としている人への配慮について	権利学習合宿実施、子どもの権利の日の集い参加、子ども集会にて子どもの権利条例の劇上演、子ども環境ミーティング参加、夢バ祭参加、子どもも夢横町参加、初夢新春イベント参加、「遊ぼう、食べよう、楽しもう会」開催
2009年	8期	「子どもにやさしいまちに」「地球にやさしいまちに」		①自分たちの身近な子どもの権利を深める活動 ②自分たちの疑問を解決するための部会活動 (1)エコ部会 (2)福祉部会 (3)学校部会 (4)交流部会 (3)まちに出て、市民に訴える！	権利学習合宿実施、ふれあい館で多文化を背景にもつ子どもと交流、サポーター養成講座参加、チョコバナナクレープづくり、子どもの権利の日の集い参加、市役所訪問、夢バ祭り参加、夢横町参加、「遊ぼう、食べよう、楽しもう会」開催
2010年	9期	世界を、未来を見つめよう	①「川崎市子どもの権利に関する条例」7つの柱 ②子どもの権利条例を知ってもらうために ③ホームページの改善について ④エコ報告 ゴミ拾いました！・ペットボトルキヤップを集めました ⑤もっと川崎市に夢パークを こんな夢パークがほしい ⑥自分の意見が言える場所について		権利学習、子どもの権利条約フォーラムin宮城参加、オンラインマンツーマン事務局見学、子どもの権利の日の集い参加、茅野市子ども会議と交流会実施、夏合宿実施
2011年	10期	世界を、未来を見つめよう		①地域見学学習 ②夏合宿 ③東日本大震災についての緊急アピール文 ④遊びの広場(茅野市子ども会議との交流) ⑤かわさき子どもの権利の日の集いについて ⑥子どもの権利条約フォーラムin広島について ⑦アンケート調査の実施(条例について) ⑧ECOキヤップ回収活動について ⑨かわさき子ども集会の報告	権利学習、夏合宿実施、茅野市子ども会議との交流会実施、子どもの権利の日の集い参加、子どもの権利条約フォーラムin広島参加、子ども集会にて、「川崎市子どもの権利に関する条例」制定10周年を祝う劇を実施

## [V] 行政区、中学校区の子ども会議の歩み

### 1. 行政区

1994（平成6）年の「子ども議会」からスタート

歴史的にみると川崎市の子ども会議の起源は平成6年の「子ども議会」にあります。各行政区の子ども会議もこの年に子ども会連盟が主催して行われました。この年は日本が子どもの権利条約を批准した年でもあります。川崎市がいち早く子どもの権利を尊重したあかしでもあります。

1996（平成8）年からは地域教育会議の中の事業として実施されてきました。ちなみに川崎市子ども会議の前身である「川崎子ども・夢・共和国」は平成9年に始まります。

当初は活動の新鮮さもあり、関心が高かったのと、教育委員会、現場の教員からも力強い支援があったので多くの子どもたちが活発に参加しました。だが、皮肉なことに川崎市の権利条例が施行された2001（平成13）年ころから次第に初期の熱気が冷め、参加者が少なくなりはじめました。「会議で言うことだけでは成果が目に見えて出てこない。また、言うだけでは楽しくない。」など、当初の期待にこたえきれなかったこともあげられます。また、2002（平成14）年、各学校に学校教育推進会議が設置され、子どもの意見を聴く機会を新たに設けたことも、子ども会議への関心と支援が低下する要因にもなったのではないでしょうか。

最近の10年間はこうした背景の中で、中学校区、行政区の子ども会議は参加者の減少を食い止め、有意な活動をするために様々な工夫と苦労を重ねてきた時期でもありました。

子どもの発言・活動を通して、多くのおとなに大切なメッセージを届けたり、社会活動に参加して子どもの力を發揮したり、素晴らしい成果も生まれましたが、残念ながら活動が中断したり、開催が難しくなったりするところもありました。

権利条例10年の節目に、改めて子ども会議が持っている大きな可能性について考え、困難を乗り越えるための課題を浮き彫りにするために、より生活の場に近いところで行われてきた行政区、中学校区の子ども会議について振り返ってみたいと思います。

以下に各区の子ども会議の活動を特徴的にまとめました。

#### （1）川崎区

平成8年は学校や子ども会の推薦で100名規模の参加があり、この時は1日2時間程度の話し合いと意見発表のみだった。平成9年からはフィールドワーク（町探検）も行い、寸劇・紙芝居等多様な形態で発表するようになった。

平成11年は公募、希望参加のみで64名。毎月1回程度の通年活動になった。

翌年から参加者の減少が顕著に。参加者の減少対策をかねて、平成13年から八ヶ岳少年自然の家でサマーキャンプを実施。定員をオーバーした場合は子ども会議の通年活動参加者を優先して選考。キャンプは毎年子ども40名、スタッフ・サポートー20名で12回連続実施。普段できない自然の中での遊びと活動に大きな感動がある。感想をまとめた子ども会議新聞は子どもたちのこみあがる表現に満ちている。この元気が子ども会議を支えている。

通年の参加者が20名程度となったが、アジアの子どもたちへの支援や市民館の中で子どもの居場所事業（お化け屋敷、パソコン教室、遊びのコーナー等）など多彩な活動を展開。毎年「教育を語る集い」で活動発表を行ってきた。平成18年には「いじめ」の上映会に1,300人の親子の参加があった。25年1月にはいじめをテーマにした寸劇が好評だった。

川崎区子ども会議は意見発表だけでなく、募金など様々なテーマで社会参画を行ってきた。また、子どもたちの第三の居場所としての役割にも配慮してきた。

平成20年より、希望参加者（区内小学4年～中学3年の全員に配布される案内を見て申し込む）によって開催される子ども会議以外に、学校推薦者を加えた1日だけの拡大会議を開催。学校の推薦が引率を伴うことで、負担感が以前より感じられるせいか、参加者を推薦してくれる学校が少ない。公募組を入れて30名程度の拡大子ども会議となっている。最近5年間は、3相の子ども会議（毎月1回程度の子ども会議活動、サマーキャンプ、学校推



薦を加えた年一度の拡大会議）を実施している。

現在、最大の要望は「川崎区にも冒険遊び広場を作つて」である。平成23年10月に市議会にて全会一致で趣旨採択された。富士見公園周辺整備計画の一環としての実現に期待している。

## （2）幸区

平成9年から平成13年までは、行政区子ども会議に区内の小・中学生が集まり、テーマ（いじめ・学校生活・校則・子どもの権利・環境問題等）についてグループ分けをして話し合った。

平成14年から平成19年までは、メインテーマ「子どもの居場所」を決め、各年度関連性のあるテーマで小・中学生100名程度参加して話し合いを行つた。途中平成16・17年度は「チャレンジ子ども会議」と題して、小学生50名程度で、「親子クッキング・手作りおもちゃ工作」等を実施した。

平成17年度までは中学校区子ども会議と連携せず、別々に実施していたが、平成18・19年度は中学校区と連携を図るために、各中学校区子ども会議で話し合った内容の発表を行つた。平成20年度以降は幸区子ども会議でテーマを決め、それを5中学校区それぞれで話し合いを行い幸区子ども会議で発表、意見交換をするようになった。

平成20年度からは、2部構成で実施している。1部は、共通テーマを各中学校区で話し合ったことを発表し、意見交換を行い、2部では各中学校区の生徒の交流を目的として「机上防災訓練・中学校区から募集した標語から優秀作品を選出」等を実施した。会議の出席者は、各中学校区の中学生7名程度の35名規模で実施している。発表もはじめは模造紙に書いての発表からだんだんパソコンを使っての発表となり向上している。

また、平成20年度からは、区長が出席し、会議の講評をしていただいている。

## （3）中原区

平成12年からの2年間は、子どもの心の安定を目指す取り組みを行つた。

10月に子ども集会：テーマ「わたしたちの生活と子どもの権利を考える—自分の居場所をみつけてみませんか」、子どもたちが安心して過ごせる場所について話し合つた。

＜参加：小学生87名 中学生11名 高校生18名 大人50名＞

平成13年10月子ども集会。テーマ「どんなときほっとしますか。どんなところでほっとしますか。」。テーマをより具体的にし、子どもたちに分かりやすく、考えやすいものにした。

＜参加 小学生85名 中学生21名 大人約40名＞＜ロックソーラン発表40名（小中学生）＞

最近の取り組み状況は

平成23年1月子ども会議。テーマ「わたしたちが、自分らしく生きる為に」。学校でのいじめや、家庭での虐待等、問題になった時期であった。子どもたちが夢と希望を持ち、伸び伸びと生活できる願いを込めてこのテーマとした。

＜参加 小学生18名 中学生14名 高校生1名 大人1名 スタッフ若干名＞

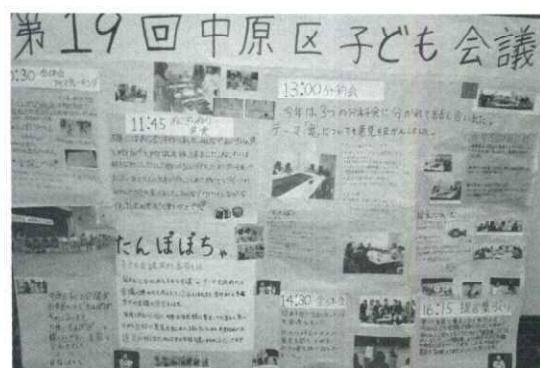
この年は、各中学校区子ども会議からの報告もあった。

平成24年1月に子ども会議。川崎を撮影の舞台とした映画「やがて、、、春」を鑑賞した。

＜参加 小学生18名 中学生14名 高校生1名 サポーター1名 大人多数＞

この年は、西中原中学校区子ども会議が報告をしてくれた。

○西中原中学校区 東日本大震災について・挨拶運動とリサイクル・募金活動・3月11日を防災の日にする・手話について



ワークショップで、\*一緒に作ろう笑顔あふれるすてきな地域

\*東日本大震災、今僕たち私たちにできることを考えよう。

初めの頃は、子どもたちの参加も100人近くあり有意義な話し合いがもたれていたが、少しづつ子どもの参加が減っている。今の子どもたちの忙しい環境を踏まえ・各学校の先生に理解を求めながら、今後の活動を広げていきたいと考えている。

#### (4) 高津区

高津区子ども会議は今年度で 19 回目を迎えました。最初の子ども会議のテーマは「高津の 21 世紀を考える」と言う事でした。高津区をよりよくするために毎年会議を重ねてきました。なぜ会議が必要かというと、「(何事を決めるにも良く話しい、さらに、話し合うだけでなくフェーストウフェース顔と顔を見合わせて相手の意見を良く聞き、理解する。)、また、(自分の思いをハッキリと皆の前で意見するということをこの小中学生時代に経験していることは非常に大切である)」と考え、子ども会議を続けています。

高津区の子ども会議では、年間通して行ってきた会議を 12 月の高津区子ども会議本番で終りという事でなくその会議の内容を区長に報告し、又その場で日頃思っている疑問、特に高津区について、区長さんに関係のある事を質問し、区長さんに答えてもらう質疑応答の場を頂いています。

通年制での子ども会議実行委員会では会議だけでなく、二ヶ領用水の清掃活動、高津区の子どもまつりでの売店の手伝い、多文化フェスティバルへの参加等会議外活動も積極的に行ってています。とにかく各地域から異年齢の子ども達が集まつくるので、年度初めの実行委員会ではコミュニケーションをはかる活動を主として行っています。

平成 21 年度からは区長さんへの報告会をさせて頂いています。又クリーンアップ作戦と称して溝の口駅前・二ヶ領用水の清掃活動をやっています。

高津区では、他の区にはない中学生会議があり、最初は「中学生の声を聞く集い」という会議を年一回開催していましたが、18 年度からは高津区内の 5 中学校の生徒会役員が全員集まって、活動する「中学生会議」と称し、各中学校のさまざまな問題に対して、意見交換をしています。その後、「J.H.S コミュニケーション in 高津」と名前を変更し、通常の会議は、各学校での持回り制で行い、年一回各学校の中学生を集めての高津区中学生会議を開催しています。

#### (5) 宮前区

平成 20 年度より、川崎市子どもの権利に関する条例シンポジウムとして、子どもの権利について子どもと大人が考える機会を創出しました。特に子どもの会議については、「宮前子ども国会」として開催しており、毎年 1,2 回、30~40 名の子どもたちの参加があります。子どもの権利条例に焦点をあてていることが、宮前区の子ども会議の特徴ですが、それは、いじめや子どもへの虐待などが増加するなか、権利条例の認知度が大人も子どもも低下していることへの危機感も背景としてあります。

「宮前区子ども国会」の開催日は定期試験などの学校行事を考慮したり、時間帯や場所、テーマ、ゲストなど、できるだけ子どもたちの声を反映させたものにしています。ただ、部活や勉強などに忙しい小中高生の一般参加はそれほど多くなく、学校による児童・生徒の推薦、引率などのご協力に頼っているのが現状です。

子どもたちのアンケートや感想からは、将来への不安や焦燥感、交友関係の心配などが見られます。またイベント後「楽しかった」「勉強になった」「また来年も来たい!」の声も多くあります。大人との意見交換を終え「大人も動いてくれることがわかった」などの感想もありました。

子どもたちの活動の様子や出てきた意見などは、教育施策への反映も大切ですが、区 PTA などの協力もいただきながら、保護者や地域の大人へもフィードバックきるよう努めていきたいと考えています。大人がどのような行動がとれるかも大切だと思います。そして子どもたちが何らかの成長のきっかけをつかみ、地域教育会議から育っていってくれることを願います。

#### (6) 多摩区

##### <子ども委員の募集>

毎年、各校長会、区担当の理解を得て、区内小中学校全児童生徒分、カリタス学園小学校に募集チラシを配布している。平成 24 年現在、小学生 9 名、中学生 5 名であるが、その内 8 名が 23・24 年に加入したばかりの子である。

##### <常任スタッフ>

住民委員 2 名、市民館職員 1 名、教育委員会担当 1 名、団体職員（川教組）  
2 名

##### <活動形態>

毎月 1 回日曜日の午前中定例会を行っている。また、川崎市子ども会議の行事には積極的に参加するようにしている。



### <活動の概要>

平成 13~19 年は、構成委員は中学生だけであった。地域教育会議「教育を語る集い」をはじめ、市子ども会議の主催した子ども集会への参加や、他行政区の子ども会議との交流を図った。

広報活動として、毎月 1 回の定例会議の報告を兼ねたニュースを発行した。ワークショップも行った。

サークル的によく集まり、行動していたが、やはり、次世代への引き継ぎがうまくできなかつた。川崎市子ども会議に参加する子どもが複数みられたのも原因かと思われる。

平成 20~22 年は、やはり活動の中心は中学生だが、小学校 5・6 年生の参加もみられた。

この時期は、きれいなまち作りを基本に、取り組みやすいテーマを考えだした。テーマは、「たばこのポイ捨てのない地域」である。

具体的な活動として、次の 3 つに取り組んだ。①地域別ポイ捨てされている煙草、空き缶などの収集 ②駅頭での「ポイ捨て反対キャンペーン」※3 駅 ③ポイ捨て反対ポスターの作成 である。

③については、商店街のご協力をいただき、商店に掲示していただいた。また、多摩区役所のご協力として、ポスター制作のための助成をいただいた。

これらの活動は神奈川新聞で紹介されたり、区長が子どもと一緒に駅頭に立ったり、商店にポスター掲示など、目に見える活動があった。ポイ捨てが改善されたかどうかは、総括されていない。また、携わった子どもたちが一度に卒業したこと、子ども会議の立て直しが求められた。

平成 23・24 年は、やや視野を広げたテーマとなった。「身の回りの環境を考える」である。環境を考える企画として、生田緑地の見学、多摩川現地調査を行い、ゴミ投棄問題や水質汚染問題にとりくんだ。また、多摩区子どもの外遊び委員会イベントに参加し、多摩川の河川敷で、凧作り、凧揚げをした。

平成 25 年度は、8 月に報告会を行う。

中心となっていた中学生 4 人が卒業してしまったので、小学生は構成メンバーの大半となった。子ども会議の運営方法について学習するため、川崎市子ども会議の取り組みには積極的に参加させてきた。

テーマは、よく議論して設定している。

### (7) 麻生区

平成 9 年地域教育会議は発足し、麻生区子ども会議実行委員会ができた。その後、平成 12 年、公募による 10 名の中学生が集まり、第 1 回子ども運営委員会を開催した。

翌 13 年は「川崎市子どもの権利に関する条例」施行の年である。会議という堅苦しいイメージを排し、子どもたちの持つ生命力を生き生きと發揮させながら、子ども同士がつながり、喜びを分かち合えるような場の設定にした。

平成 14 年、8 中学校区の子ども会議を集大成した子ども会議は、期待以上の成果をあげた。15 年には子ども会議のリーダーを募集し、3 回のリーダー会議を開催した。

平成 19 年、「子ども会議」と「教育を語る集い」を合体した集会を実施した。子どもたちが何を考え、何を悩んでいるなどを、大人たちとともに謙虚に見つめ合う場を設けた。

以来、中学校区と連携を取りながら、「子どもと大人が語る集い」を開催している。

平成 22 年には、麻生区内の学校施設（百合丘小学校）で「集い」を実施することで、地域教育会議の活性化、PR をした。

地域の特性である、大人の活動（おやじバンド等）を、子どもの活動に結びつけるために、おやじバンドと子どもバンドのコラボレーションを企画し、音楽交流会を行った。年々、参加する子どもが減少していく。情報宣伝活動の工夫や、子ども会議の活動内容の見直しの必要性を痛感している。

現状を克服するために、何が必要か悩んでいるところである。



## 2. 中学校区

学校・先生からの協力や声掛けが得られやすく当初は多くの参加者で実施されてきた。その後は、最初の新鮮な期待感がうすらぐと同時に、でてきた意見提案の届け場がなかったり、話をするだけでは物足りなくなったり、低調になっていくところも出てきた。活動が必ずしも活発にならない理由の一つに、平成14年の学校教育推進会議の登場によって子どもの意見を聞く機会の固有性がなくなったこともあげられる。それでも、各中学校区では様々な工夫も行われてきた。話し合いの形を工夫し、デスクワークだけでなくタウンウォッチングを通して安全マップ作りなどを行う活動。地域防災で子どもたちの役割を考える活動。自然観察や天体観測等子どもたちの興味を引く活動を体験する中での感想を引き出す会議も多くなってきた。これはあって子ども会議はこの形でなければならないとしなかったことによる創意性の結果でもある。

今後は行政区や市と違って参加のための引率の負担も少なく、日常の生活圏での意見の反映がしやすい特徴を生かした多様な活動が期待される。各中学校区からも良いアイディアや実績を情報提供していただき、子ども会議が川崎市全体で一体感を持って取り組めるような仕組み作りを考えていきたい。

いざという時は、学校が避難所になると、区長さんからお聞きしました。その時はいつもお世話になっている地域の人と協力し、私たち中学生が力になれるようにしたいと思いました。(御幸中R.S)

### 行政区、中学校区子ども会議の幾つかの特徴

記録や、これまで提供された情報を踏まえてその特徴をあげれば

- ① 活発に実施された時期、区には子どもたちに寄り添うサポーターや大人（担当者）の存在があった。
- ② 自主参加を促すには案内チラシの配布だけではなかなか難しいということ。
- ③ 先生や、子ども会担当者などからの協力がないと多くの参加は難しいということ。
- ④ 室内でのデスクワークだけでは子どもたちの活発な参加は続けにくいこと。
- ⑤ 他のイベントと子ども会議を連携させて行われることも少なくないこと。

## 3. 今後の期待

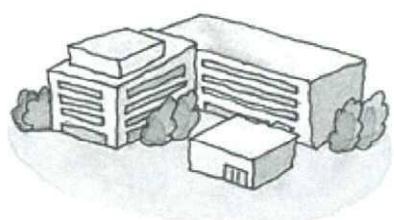
### (1) 各子ども会議の連携による活性化

各区（中学校区、行政区）の子ども会議の活動を他の子ども会議との一体感や連携について模索したり、各区固有のテーマ以外に年度ごとに共通のテーマを設けて市全体の提言・提案を考える（市子ども会議と連携）等、ややもすれば話しちゃなしで終わっていた領域の広いテーマについて、ともに深めあうことができるのではないか。孤立しない、応援しあう各子ども会議をめざしたいと思います。

### (2) 行政、教育行政、学校現場からの一層の理解と協力を

市民がボランティアできることは限られています。子どもたちの意欲、快活な活動力は適度な支援、寄り添いがなければできません。ここは改めて行政や学校現場からの理解と協力をお願いしたいところです。

子ども会議への参加を後押ししてい  
ただくほか、若いサポーターの養成、  
配置、活動の場の保障など人的、財政的な支援を進めていただける  
よう期待をしています。



子どもたちの社会参加が進めば教育現場や行政面でも大きなプラス効果を期待できると思います。市民、住民とのより一層のコラボレーションを築きあげていただきたいものです。

## [VI] 川崎市子どもの権利条例の10年と子ども参加

喜多 明人（早稲田大学）

川崎市子ども会議推進委員会委員・川崎市子ども夢パーク運営協議会委員  
川崎市権利学習資料編集委員会委員・元子どもの権利委員会委員

### <条例を法的基盤に持つ子ども参加>

川崎市における子ども参加、とくに子ども会議に象徴される社会参加、地域参加活動は、ここ10年、川崎市子どもの権利に関する条例（以下、子どもの権利条例という）という法的基盤をもって展開されてきました。その点が、全国各地の子ども参加、子ども会議などとの大きな違いです。したがって、この子どもの権利条例をバックにして、これに依拠した子ども参加活動、子ども会議活動がどのような成果を残してきたのか、その役割や意味合いを確かめておきましょう。

川崎市子どもの権利に関する条例は、2000年12月に制定され、2001年4月より施行されました。すでに10年を超えていますが、この条例の持ち味である総合条例にふさわしく、子どもの権利保障、子ども支援施策の展開も多岐にわたります。

### <子ども参加と居場所・夢パーク>

第一には、この条例27条（子どもの居場所）に基づいて、条例のシンボル施設であり、かつ子どものための総合的な居場所である「川崎市子ども夢パーク」が設立されたことです。そこでは、子どもの本性ともいえる「遊びの権利」を実現するためのプレーパークや水場、スポーツの場、防音のスタジオ、子ども会議の拠点となる会議室、不登校の子どもなどの居場所であるフリースペースえん、乳幼児と親が安心して過ごせる居場所などが設けられてきました。これらの施設の特徴は、子どもが自由にやりたいことができる、いいかえれば“子どもの意思と参加による施設”であることです。とくに毎年11月の第一日曜日に1000人規模の子ども、市民参加で開催されてきた「夢横丁」は圧巻です。子どもたちの自主運営で1か月前から準備が始まります。ベニヤ板でつくるお店の横丁は、子どもの意思と力を象徴するものであり、普段は見られない子どもたちの輝く目がとても印象的です。また高校生中心のスタジオプロジェクトは、防音スタジオの自主運営で活動が支えられてきました。

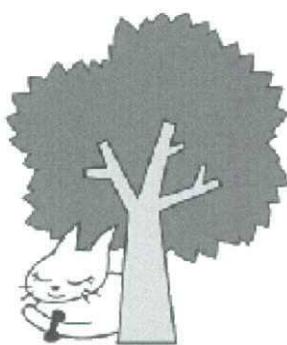
### <子ども会議と学校教育推進会議>

第二には、条例上も「第4章子ども参加」が規定されて、条例29条（子どもの参加の促進）に基づいて、①市民としての参加の場としての「川崎市子ども会議」が、②構成員としての参加の場としての「学校教育推進会議」「保育推進会議」がそれぞれ活動を開始しました。後者は、学校や保育所の運営について、子どもと教職員、保護者、地域住民との「定期的に話し合いの場」

（条例33条・より開かれた育ち・学ぶ施設）を設けたものであり、子どもたちが日常生活の中心にある学校や保育所の活動に参加していく機会となりました。それは、子どもの声、気持ちを受け止めていくおとな（教職員、保護者等）の力が試される場ともなっています。

### <子どものSOS発信と人権オブズパーソン>

第三には、条例35条（相談及び救済）に基づいて、「川崎市人権オブズパーソン」が設置されたことです。いま深刻化してきているいじめや体罰・虐待など子どもの権利侵害に対して、子どもたちが安心して相談でき、救済を図ることができる仕組みが作られました。子どもたちはいま「安心して生きていく権利」（条例10条）が脅かされています。そういう時代にあっては、安心して相談する行為は、子どもの意見表明・参加の出発点と言えると思います。自分の権利を守るためにSOSを発信し、助けを求めるという意思表示、参加の力は、日常の子ども参加活動の蓄積の中で發揮されるものと言ってよいでしょう。



### <子どもの権利としての参加と普及啓発事業>

第四には、条例5条（かわさき子どもの権利の日）や、6条（広報）、7条（学習等への支援等）に基づいた子どもの権利の普及啓発、研修と学習活動が始まったことです。毎年11月20日の「かわさき子どもの権利の日」には、子どもの権利啓発のための市民集会が開催されてきました。また、学校には子どもの権利条例のパンフレットが小学生低学年、高学年向け、中高校生向けに配布され、権利学習資料編集委員会の編集で子どもの権利学習資料も配布されてきました。そのような権利普及や学習によって、子どもたちは、意見表明や参加活動を、単なる方法の一つとしてではなく、権利として自覚し、意思決定に参加していくことが可能になりました。その意味で川崎市子ども会議が、川崎市のまちづくり、子ども施策づくりに対して、積極的に意見提言し、「子どもにやさしいまちづくり」に貢献してきたことが注目されます（後述、条例30条・子ども会議）。

### <子ども参加による施策検証と子どもの権利委員会>

第五には、条例38条（権利委員会）、39条（検証）、40条（答申に対する措置等）に基づいて「川崎市子どもの権利委員会」が設けられたことです。この委員会は、川崎市の子ども施策は子どもの権利を保障するために十分なものになっているのか、施策の評価、検証について市民や子ども、教職員からも意見を聴き、市側の自己評価と合わせて第三者的に検証していく仕組みです。3年ごとに重点テーマを決めて検証活動をすすめ第一期は、子ども参加、第二期は子どもの居場所、第三期は相談救済、第四期は普及啓発。各期ごとに子どもの権利に関する意識および実態に関する調査が行われ、報告書にまとめられています。子ども施策の評価、検証は、もともとおとな側の必要性に基づいて実施されています。そのような活動に子どもの意思を反映させていくことは、子どもの本意ではありません。そこでは、施策評価、検証活動とは何か、どんな意味があるのかなどについて、子どもに対して説明責任が伴います。当初は、委員会が会場を設定して子どもに来てもらう方法を取りましたが、ほとんど集まらなかつたために、あわてて出前型にして子どものいる場所に委員が出向くという方法に切り替えられました。

### <子ども参加支援の蓄積によって自己肯定感72.9%という成果>

ところで、この子どもの権利委員会がびっくりしたことがあります。川崎の11歳から17歳までの子ども4000人を対象にした実態・意識調査（2005年度実施、条例38条2に依拠）で、自己肯定感（自分のことが好きですか）が平均72.9%に達したときでした。これまでの全国調査ではおおむね日本の子どもは40%台、50%台に達すればいいほう、それでも70%～80%台の中国、アメリカなどには遠く及ばない、と考えられていました。ところが、川崎の子どもが70%台になったことに当時驚きの声が上がりました。委員会では、川崎市が1994年以来10年余り取り組んできた子ども参加の支援事業の成果ではないか、と考えられたのです。子どもたちが自分の意思と力で成し遂げていく経験の蓄積がこの結果に結びついたのでしょう。

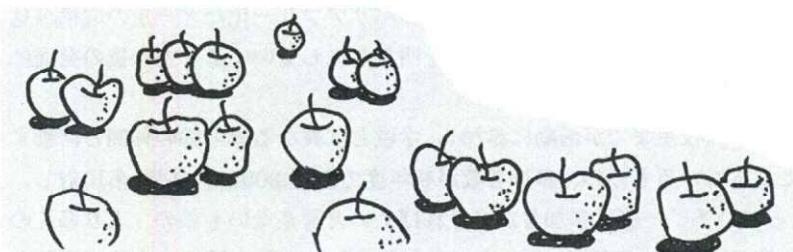
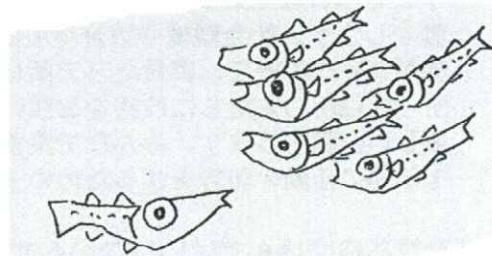


ただし、その後の調査では、川崎の子どもも50%台に落ちました。それは次項に述べるとおり、川崎でも子どもの参加率が落ち、子ども会議への参加も減少してきたことと重なります。それは全国的な自己肯定感の低下と関係しており、2000年代以降の厳罰主義、管理主義の子ども政策と学力重視の学校政策などにより、子どもたちが極端に受け身の状態になってきたことが影響していると思われます。今後、川崎でも子ども参加への新たな展望を持って一歩を踏み出す時期に来ているといえます。

## 「川崎市子どもの権利に関する条例」

### 7つの柱

1. 安心して生きる権利
2. ありのままの自分でいる権利
3. 自分を守り、守られる権利
4. 自分を豊かにし、力づけられる権利
5. 自分で決める権利
6. 参加する権利
7. 個別の必要に応じて支援を受ける権利



### おわりに

子ども会議の定例会議で、「良い子ってどんな子？」ときいてみました。

子どもたちの答は、「何でも進んでやる子」「人の役に立つことをする」「弱い者いじめをしない」「判断力のある子」などが出ました。中には、「強い子」「お金を稼ぐ子」「オレ」なんていう答も出たのですが、話し合っていくうちに、子どもの考える「良い子」とは、自主性のある子というところに落ちつきました。

一方、おとのの考える「良い子」とはどんな子なのでしょうか。おとの多くの考えは、「言うことを聞く子」「素直な子」「手伝いをする子」「親孝行」など、おとなにとって都合の良い子を挙げる人が多くいました。

だから子どもは（おとの思うような）良い子になるよう努力しました。そのため、おとのいうことを良く聞きました。

これでいいのかな、と気づいたおとなたちがいました。そのおとなたちが子どもを誘って、何回も話し合って「川崎市子どもの権利に関する条例」の基礎を作ったのです。

「川崎市子どもの権利に関する条例」は、子どもの味方です。でも、おとの敵ではありません。子どもとおとなとが力を合わせて良い関係を築くために、子どもの立場に立って作り出されたものです。

10年がたちました。今日日本の各地で、子どものための条例が生まれています。川崎市が作ったものが参考になっているのは、とてもうれしいことです。

「川崎市子ども会議」の委員は、この条例を広める努力をしています。この条例が、子どもにとって大切だと思うからです。

この条例の影響は誕生当時のような勢いはないかもしれません、それでも、地道な取り組みはずっと続いているのです。

最後になりますが、本冊子「ガイドブック」作成に際し、ご協力くださった皆様に感謝申し上げます。

川崎市子ども会議事務局 山田 兼充



### 第15回かわさき子ども集会

平成25(2013)年2月3日 於 生涯学習プラザ

### 川崎の「子ども会議」ガイドブック

発行日 2013年3月

発行者 川崎市子ども会議推進委員会

連絡先 川崎市教育委員会生涯学習部生涯学習推進課

住所 川崎市川崎区宮本町6番地

電話番号 044-200-3565

メールアドレス 88syogai@city.kawasaki.jp